# 「消費税の軽減税率制度に関する申告書等の様式の制定について」(法令解釈通達)新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正した箇所である。

	(在) 「豚をりした固肉が以上した固肉である。
改 正 後	改 正 前
標題のことについては、別紙のとおり定めたから、令和元年 10 月 1 日以	標題のことについては、別紙のとおり定めたから、令和元年10月1日以
降は、これによられたい。	降は、これによられたい。
なお、本通達に定めがない様式は、平成7年12月25日付課消2-26ほか	ただし、第1号様式「消費税簡易課税制度選択届出書」の様式は令和元年
4課共同「消費税関係申告書等の様式の制定について」(法令解釈通達)の	7月1日からこれによる。
別紙による。	なお、本通達に定めがない様式は、平成7年12月25日付課消2―26ほか
	4課共同「消費税関係申告書等の様式の制定について」(法令解釈通達)の
	別紙による。

(削除)

#### 申告関係

1 消費税及び地方消費税の(確定、中間(仮決算)、還付、修正)申告書

消費税法(以下「法」という。)第43条《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》、第45条《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告》又は第46条《還付を受けるための申告》並びに地方税法附則第9条の5《譲渡割の申告の特例》に規定する申告書は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の様式により提出する。

(1) 法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》 に規定する同項の仕入れに係る消費税額の控除の特例の規定(以下「簡 易課税制度」という。) の適用を受けない場合(簡易課税制度を選択している事業者が基準期間における課税売上高が5,000万円を超えたことにより簡易課税制度の適用を受けない場合を含む。)

第3-(1)号様式の「消費税及び地方消費税の(確定、中間(仮決算)、還付、修正)申告書第一表(一般用)」及び第3-(2)号様式の「消費税

改

### 1 仕入税額控除関係

消費税簡易課税制度選択届出書

消費税法(以下「法」という。)第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する同項の仕入れに係る消費税額の控除の特例の規定(以下「簡易課税制度」という。)又は所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)(以下「改正法」という。)附則第40条第1項《課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な中小事業者に対する経過措置》に規定する簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書は、第1号様式の「消費税簡易課税制度選択届出書」により提出する。

īF

前

## 2 申告関係

(1) 消費税及び地方消費税の(確定、中間(仮決算)、還付、修正)申告 書

法第43条《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》、第45条 《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告》又は第 46条《還付を受けるための申告》並びに地方税法附則第9条の5《譲渡 割の申告の特例》に規定する申告書は、次に掲げる場合の区分に応じ、 それぞれ次の様式により提出する。

イ 簡易課税制度の適用を受けない場合 (第1号様式の「消費税簡易 課税制度選択届出書」を提出している事業者が基準期間における課 税売上高が5,000万円を超えたことにより簡易課税制度の適用を受 けない場合を含む。)

第3-(1)号様式の「消費税及び地方消費税の(確定、中間(仮決算)、還付、修正)申告書第一表(一般用)」及び第3-(2)号様式の「消費税及び地方消費税の(確定、中間(仮決算)、還付、修正)申

及び地方消費税の(確定、中間(仮決算)、還付、修正)申告書第二表 「課税標準額等の内訳書」」

(2) 簡易課税制度の適用を受ける場合

第3-(3)号様式の「消費税及び地方消費税の(確定、中間(仮決算)、還付、修正)申告書第一表(簡易課税用)」及び第3-(2)号様式の「消費税及び地方消費税の(確定、中間(仮決算)、還付、修正)申告書第二表[課税標準額等の内訳書]」

- 2 法第43条第3項、第45条第5項又は第46条第3項に規定する申告書に 添付することとされている書類は、次に掲げる申告書の区分に応じ、そ れぞれ次の様式に記載して提出する。
- (1) 1の(1)の申告書

第4-(9)号様式の「付表1-3 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表(一般用)」及び第4-(10)号様式の「付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(一般用)」

(2) 1の(2)の申告書

第4-(11)号様式の「付表4-3 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表(簡易用)」及び第4-(12)号様式の「付表5-3 控除対象仕入税額等の計算表(簡易用)」

(注) 申告に係る課税期間中又は中間申告対象期間中に地方税法等の 一部を改正する法律(平成6年法律第111号)附則第5条第2項に 規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に 規定する「経過措置対象課税仕入れ等」、社会保障の安定財源の確 改 正 前

告書第二表 [課税標準額等の内訳書]」

<u>ロ</u> 簡易課税制度の適用を受ける場合 (改正法附則第40条第1項の規定により第1号様式の「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出し、 簡易課税制度の適用を受ける場合を含む。)

第3-(3)号様式の「消費税及び地方消費税の(確定、中間(仮決算)、還付、修正)申告書第一表(簡易課税用)」及び第3-(2)号様式の「消費税及び地方消費税の(確定、中間(仮決算)、還付、修正)申告書第二表[課税標準額等の内訳書]」

- (2) 法第43条第3項、第45条第5項又は第46条第3項に規定する申告書 に添付することとされている書類は、次に掲げる申告書の区分に応じ、 それぞれ次の様式に記載して提出する。
  - イ (1)のイの申告書

第4-(9)号様式の「付表1-3 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表(一般用)」及び第4-(10)号様式の「付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(一般用)」

ロ (1)のロの申告書

第4-(11)号様式の「付表4-3 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表(簡易用)」及び第4-(12)号様式の「付表5-3 控除対象仕入税額等の計算表(簡易用)」

(注) 申告に係る課税期間中又は中間申告対象期間中に地方税法等の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)附則第5条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」、社会保障の安定財

改 正 前

保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)附則第4条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」又は同法附則第10条第2項に規定する「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「元年経過措置対象課税仕入れ等」がある場合には、(1)及び(2)の様式に代えて、次に掲げる申告書の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。

#### 1 1の(1)の申告書

第4-(1)号様式の「付表1-1 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕(一般用)」、第4-(2)号様式の「付表2-1課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕(一般用)」、第4-(5)号様式の「付表1-2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕(一般用)」及び第4-(6)号様式の「付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕(一般用)」

### 2 1の(2)の申告書

第4-(3)号様式の「付表4-1 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕(簡易用)」、第4-(4)号様式の「付表5-1控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の

源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)附則第4条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」又は同法附則第10条第2項に規定する「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「元年経過措置対象課税仕入れ等」がある場合には、<u>イ及び口</u>の様式に代えて、次に掲げる申告書の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。

### (イ) (1)のイの申告書

第4-(1)号様式の「付表1-1 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕(一般用)」、第4-(2)号様式の「付表2-1課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕(一般用)」、第4-(5)号様式の「付表1-2 税率別消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕(一般用)」及び第4-(6)号様式の「付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕(一般用)」

## <u>(ロ)</u> (1)のロの申告書

第4-(3)号様式の「付表4-1 税率別消費税額計算表兼地 方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税 資産の譲渡等を含む課税期間用〕(簡易用)」、第4-(4)号様 式の「付表5-1控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象

譲渡等を含む課税期間用〕(簡易用)」、第4-(7)号様式の「付表4-2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕(簡易用)」及び第4-(8)号様式の「付表5-2 控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕(簡易用)」

- 3 消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成28年政令第148号)附則 第16条第1項《課税標準の計算等に関する経過措置及び課税仕入れ等に 関する経過措置の適用に関する手続》に規定する申告書に添付すること とされている書類は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の様式 に記載して提出する。
  - (1) 所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)(以下「改正法」という。) 附則第38条第1項《元年軽減対象資産の譲渡等を行う中小事業者の課税標準の計算等に関する経過措置》の規定の適用を受ける場合

第5-(1)号様式の「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表 [軽減売上割合(10営業日)を使用する課税期間用](売上区分用)」

(2) 改正法附則第38条第2項の規定の適用を受ける場合 第5-(2)号様式の「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔小売等軽 減仕入割合を使用する課税期間用〕 (売上区分用)」

(削除)

女 正 前

課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕(簡易用)」、第4-(7) 号様式の「付表4-2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表 [経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕(簡易用)」及び第4-(8)号様式の「付表5-2 控除対象仕入税額等の計算表 [経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕(簡易用)」

- (3) 消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成28年政令第148号)附則第16条第1項《課税標準の計算等に関する経過措置及び課税仕入れ等に関する経過措置の適用に関する手続》に規定する申告書に添付することとされている書類は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。
  - <u>イ</u> 改正法附則第38条第1項《元年軽減対象資産の譲渡等を行う中小 事業者の課税標準の計算等に関する経過措置》の規定の適用を受け る場合

第5-(1)号様式の「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表 [軽減売 上割合(10営業日)を使用する課税期間用](売上区分用)」

- <u>ロ</u> 改正法附則第38条第2項の規定の適用を受ける場合 第5-(2)号様式の「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔小売等 軽減仕入割合を使用する課税期間用〕 (売上区分用)」
- <u>ハ</u> 改正法附則第39条第1項《課税仕入れ等を適用税率別に区分する ことが困難な小売業等を営む中小事業者に対する経過措置》の規定 の適用を受ける場合

第5一(3)号様式の「課税仕入れ等の税額の計算表[小売等軽減売上割合を使用する課税期間用] (仕入区分用) |

4 消費税及び地方消費税の更正の請求書

国税通則法第23条《更正の請求》、法第56条《前課税期間の消費税額等の更正等に伴う更正の請求の特例》又は地方税法附則第9条の4《譲渡割の賦課徴収の特例等》の規定による更正の請求は、それぞれ次の事業者の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。

(1) 個人事業者

第6-(1)号様式「消費税及び地方消費税の更正の請求書」

(2) 法人

第6-(2)号様式「消費税及び地方消費税の更正の請求書」

(3) (1)及び(2)共通

第3-(2)号様式「消費税及び地方消費税の(確定、中間(仮決算)、 還付、修正)申告書第二表 [課税標準額等の内訳書]」及び第4-(1)号 様式から第5-(2)号様式までのうち、該当する様式を併せて提出する。 改 正 前

(4) 消費税及び地方消費税の更正の請求書

国税通則法第23条《更正の請求》、法第56条《前課税期間の消費税額等の更正等に伴う更正の請求の特例》又は地方税法附則第9条の4《譲渡割の賦課徴収の特例等)の規定による更正の請求は、それぞれ次の事業者の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。

<u>イ</u> 個人事業者

第6-(1)号様式「消費税及び地方消費税の更正の請求書」

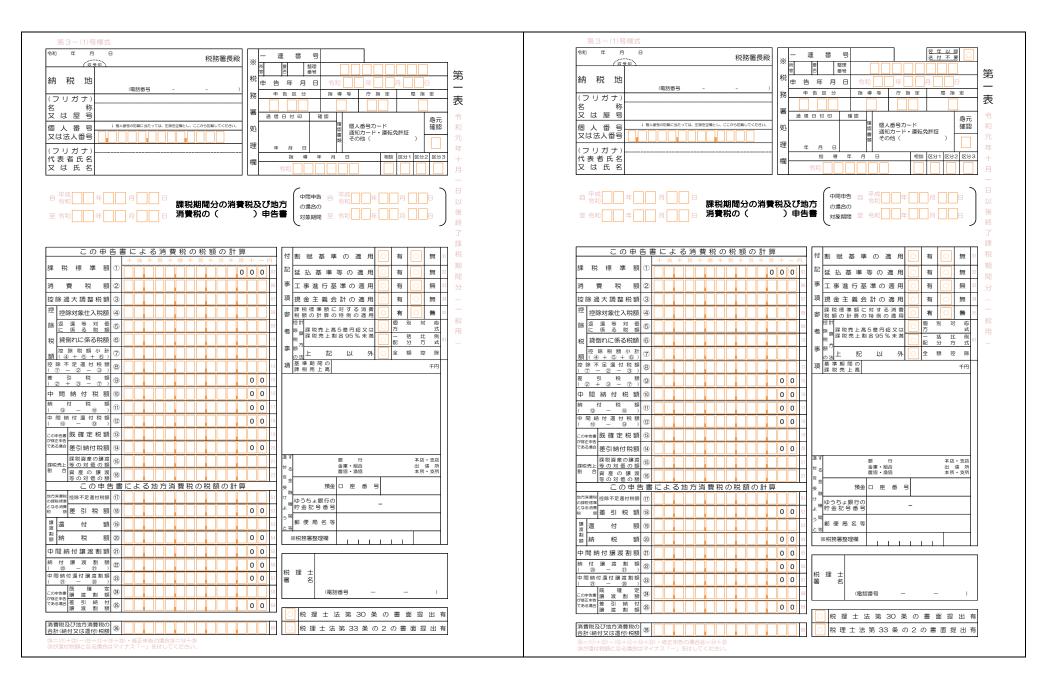
<u>口</u> 法人

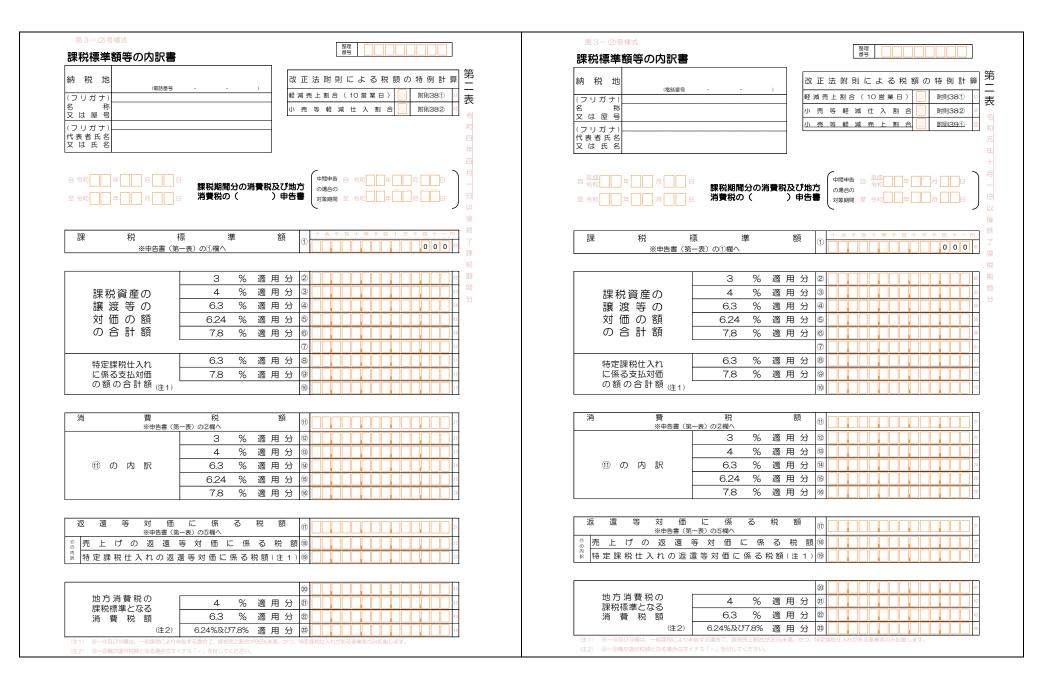
第6-(2)号様式「消費税及び地方消費税の更正の請求書」

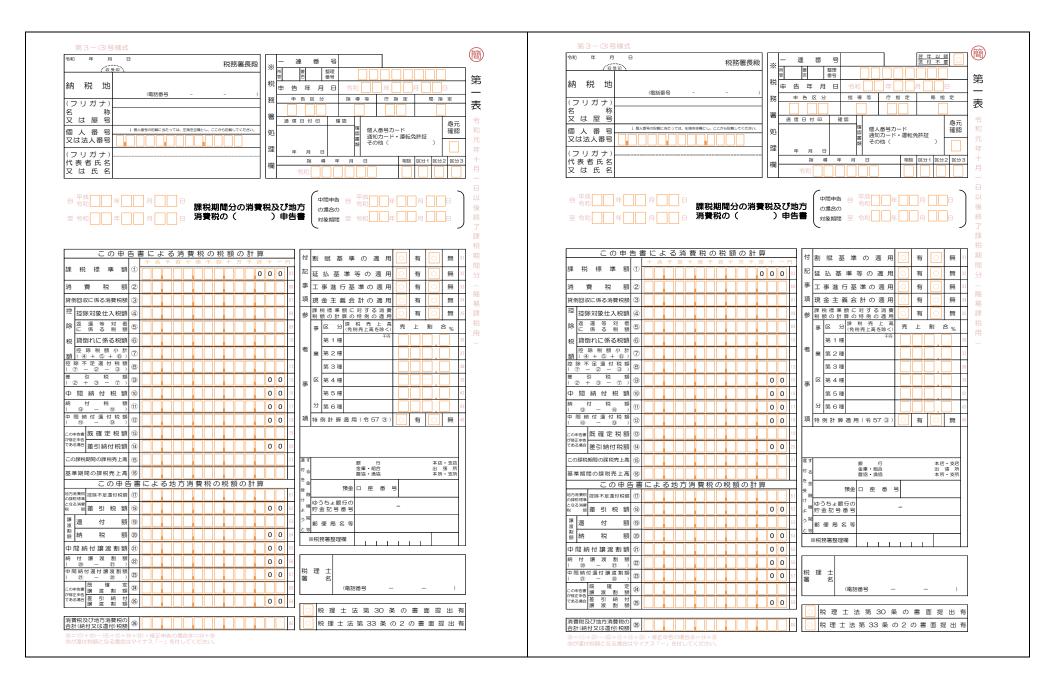
ハ イ及びロ共通

第3-(2)号様式「消費税及び地方消費税の(確定、中間(仮決算)、還付、修正)申告書第二表 [課税標準額等の内訳書]」及び第4-(1)号様式から<u>第5-(3)号様式</u>までのうち、該当する様式を併せて提出する。

	改	正	後			改 正 前
_(削除)_					第1号様式 収受印	消費税簡易課税制度選択届出書
				しようとす	令和 年 月 日	(フリガナ) (〒 - ) (電話番号 ) 出 (フリガナ) 氏名 又 は
				る場合には、		名 称 及 U 代表 者 氏 名
				、法 令等 和 の	□ 所得税法等の一 消費税法第37条第	税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。 部を改正する法律(平成28年法律第15号) 附則第40条第1項の規定により 1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。
				元 一 年 部 七 を	<ul><li>① 適用開始課税期間</li><li>② ① の 基 準 期 間</li></ul>	自 令和     年     月     日     至     令和     年     月     日       自 平成 今和     年     月     日     至     平成 今和     年     月     日
				月改一正	③ ②の課税売上高	円 円
				日す以る	事業内容等	(事業の内容) (事業の分) 第 種事業
				後提出することができます。	提出要件の確認	次のイ、ロ又はへの場合に該当する 「はい、ロスはへの場合のみ、イ、ロ又はへの項目を記載してください。」  「間費税法第9条第4項の 理解事業者となった日 学成 年 月 日 報表 事業 日本
				別規定により提出	所得税法等の一部を改正十ろ 法律(平成28年法律第15号) (平成28年改正法) 前則第40条 第1項の規定による場合	次の二又は木のうち、いずれか該当する項目を記載してください。  **東京等地では開業等の発用。可に発すする「関係を奪用から参考者」に該当する (ただし、上記イ又はロに記載の各種展別間中に顕常が実施定機材化入札等を行っている場合 (ただし、上記イ又はロに記載の各種展別間がいに記載の各種規則間に該当する場合には、次の「ホ」 により明定する。)  **中成2等地では影響情報等の発展では幾定する「電板であるとき」に該当する (該当する場合は、以下に「著しく関鍵を事情」を記載してください。)  (はい □
					参考事項	
					税 理 士 署 名 ※ 整理番号	(電話番号 )
					税務 届出年月日 通信日付印 年 月 日 注意 1. 裏面の記載要領等	年 月 日 入力処理 年 月 日 台帳整理 年 月 日 番号







第4-(1)号様式 付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表 [経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用] 課税期間 氏名又は名称 旧税率分小計 税率6.24%適用分 税率7.8%適用分 # 区 分 (X+D+E)表1-2の①X欄の金額 (第二表の①欄へ 税標準 00 000 000 (付表1-2の①-1X欄の金額) ※第二表の⑤欄へ ※第二表の60欄へ ※第二表の⑦欄~ 課税資産の譲渡等 の対価の額 付表1-2の①-2X欄の金額 ※第二表の⑩欄へ ※①-2欄は、課税を上割合が65米店、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 内特定課税仕入れに ※第二表の①欄へ (第二表の⑤欄へ 付表1-2の②X欄の金額) ※第二表の⑩欄へ ※第二表の①欄へ 費 税 付表1-2の③X欄の金額) 付表2-1の<u>の</u>・<u>⊗</u>D欄の合計金額) (付表2-1の<u>②・</u>図E欄の合計金額) ※第一表の③欄へ 控除過大調整税額 付表1-2の④X欄の金額) (付表2-1の<u>商</u>D欄の金額) (付表2-1の<u>国</u>E欄の金額) ※第一表の①欄へ 控除対象仕入税額 ④ 付表1-2の⑤X欄の金額) ※第二表の①欄へ 返還等対価 に係る税額 ※第二表の8個へ 付表1-2の⑤-1X欄の金額) 除 ⑤ 売上げの返還等 の対価に係る税額 ※第二表の印欄へ 内特定課税仕入れ 付表1-2の⑤-2X欄の金額) の返還等対価 税 訳に係る税額 寸表1-2の⑥X欄の金額 第一表の⑥欄へ 貸倒れに係る税額 額 控除税額小計 付表1-2の⑦X欄の金額) ※第一表の①欄へ (4+5+6) 付表1-2の(8)X欄の金額) §(ii)E欄△ ※(i))E欄へ 控除不足還付税額 (7-2-3)付表1-2の⑨X欄の金額) 링 税 (2+3-7)(マイナスの場合は第一表の⑧欄へ 合計差引税額 プラスの場合は第一表の⑨欄へ (9-8)| |寸表1-2の①X欄の金額| ⑧D欄と⑧E欄の合計金額) 控除不足還付税額

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

差 引 税 額

付

税

合計差引譲渡割額 (15-14)

合計差引地方消費税の 課税標準となる消費税額 (12-II)

譲

割

旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

寸表1−2の⑫X欄の金額

†表1-2の③X欄の金額〕

付表1-2の@X欄の金額)

付表1-2の⑤X欄の金額)

D欄と®E欄の合計金額)

※マイナスの場合は第一表の①欄へ ※ブラスの場合は第一表の③欄へ ※第二表の③欄へ

マイナスの場合は第一表の③欄へ プラスの場合は第一表の③欄へ

(<u>R5.10.1</u>以後終了課税期間用)

本第二書の外欄へ

DE欄×22/78

①E欄×22/78)

第4-(1)号様式

一 般

000

#### 付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表 [経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]

一般

		課税	期	間		~		氏名	又は名称				
E	×		分	旧	脱率分小i	計	税率6.24%道 D	道用分	税率7.8 % E		合	計 X+D+E)	F
			Г	(付表1-20	(I)X欄の金額)	円	<i>D</i>	円	-		※第二表の(		
課	税 榜	準 額	0			000		000		000			0
D 課		の譲渡等価 の 額		(付表1-20	○①-1X欄の金額)		※第二表の⑤欄へ		※第二表の⑥欄へ		※第二妻の(	0欄へ	
内特	宇定課税	仕入れに対価の額		(付表1-20	○①-2X欄の金額)		杂①-2欄は、課税売上割合が		定職税仕入れがある事業者 ※第二表の③欄へ	のみ記載する。	※第二表の()	0欄へ	
消	費	税 額	╘	(付表1-20	)②X欄の金額)		※第二表の①欄へ		※第二表の⑥欄へ		※第二表の(	D欄へ	
控隊	余過 大	調整税額	3	(付表1-20	○③X欄の金額)		(付表2-1の <u>含・</u> <u>③</u> D欄の	合計金額)	(付表2-1の <u>高</u> ・ <u>高</u> E#	欄の合計金額)	※第一表の(	3欄へ	
控	控除対	象仕入税額	4	(付表1-20	O①X欄の金額)		(付表2-1の <u>金</u> D欄の金額	i)	(付表2-1の <u>図</u> E欄の	金額)	※第一表の(	D欄へ	
		等 対 価		(付表1-20	○⑤X欄の金額)						※第二妻の(	2欄へ	
除		げの返還等 に係る税額		(付表1-20	(⑤-1X欄の金額)						※第二妻の(	8欄へ	
税	[ ]の返	課税仕入れ 還等対価 る税 額			)⑤-2X欄の金額)		张③-2横江、謀视光上割合が	95%未満、かつ、特	定職税仕入れがある事業者	のみ記載する。	※第二表の(	3欄へ	
	貸倒れ	に係る税額	6	(付表1-20	)⑥X欄の金額)						※第一表の(	D欄へ	
額		党額 小計 -⑤+⑥)	Ø	(付表1-20	>⑦X欄の金額)						※第一表の(	D欄へ	
控队	余 不 足 (⑦-2	還付税額 (一③)	8	(付表1-20	>③X欄の金額)		※(I)E欄へ		※①E欄へ				
差	引 (②+3		9	(付表1-20	②X欄の金額)		※①E欄へ		※@E欄へ				
合	計 差 (9-	引税額・	10								※マイナスの ※プラスの場	場合は第一表の 合は第一表の③	08個〜
地方消費の	控除不	足還付税額	(1)	(付表1-20	①X欄の金額)				(⑧D欄と⑧E欄の合	計金額)			
天祝の課税額の課税額	差引	税額	12	(付表1-20	○②X欄の金額)				(①口欄と①E欄の合	計金額)			
		方消費税の る消費税額		(付表1-20	)③X欄の金額)				※第二表の容欄へ			合は第一表の②欄へ は第一表の③欄へ ■へ	
譲渡	還		14)	(付表1-20	(国X欄の金額)				(①E欄×22/78)				
割額	納	税 額	(15)	(付表1-20	)⑤X欄の金額)				(②E欄×22/78)				
	計差 引	譲渡割額	(6)			_						場合は第一表の 合は第一表の②	
	(15)-	·(14)											

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。 2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

(R2.4.1以後終了課税期間用)

(2)号様式 <b>使2-1</b>	課税売上割合・控除対象仕 〔経過措置対象課税資産の					— 般	第4-(2)号様式 <b>付表2-1</b>	課税売上割合・控除 [経過措置対象課稅			間用〕		— 般
	課税期間	~		氏名又は名	称			課税期間		~	氏名又は名	称	
	項目	旧税	率分小計 v	税率 6.24 % 適用分 D	税率 7.8 % 適用 5	合 計 F (X+D+E)		項目		旧税率分小制	H 税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分	合 計 F (X+D+E)
課税が	艺上额(税抜	き ) ① <sup>(行業2-2)</sup>	の[ X欄の金額) 円	PI	P	(GC+D+D)	課税売	上額(税抜	( the state of	(付表2-2の①X欄の金額) I	7	9	F
ě	税 売 上	額②					免费	克 克 上	額②				
非 課 税 服外 支店	資産の輸出等の金等へ移送した資産の	主額、③				•	非課税道	『産の輸出等の 等へ移送した資産	金額、③				
資産の譲	渡等の対価の額(①+②	)+3)4				※第一表の影響へ ※付表2-2のEX欄へ		要等の対価の額(①+					豪第一表の3個へ 豪付表2-20GX欄へ
果税資産の	り譲渡等の対価の額(④の	9金額)⑤						譲渡等の対価の額(④					
詳 課	税 売 上	額⑥											
の譲渡	等の対価の額(⑤	+ (6) (7)				東第一次の忠権へ ※付表2-2のTX機へ	非課	税 売 」					章第一表の8欄へ 章付表2-2007X欄へ
说 売	上 割 合 ( ④ /	7 ) 8				※付表2-20/8X欄へ ※指数 切捨て		等の対価の額(⑤					※付表2-20/(X欄へ
税仕入	1に係る支払対価の額(利		の正文階の全額)				課税売上	割合(④/	7 ) 8	(付表2-2の⑤X欄の金額)			[ %] ※編数 切捨て
税仕	入れに係る消費		のお女機の金額)				課税仕入れ	に係る支払対価の額(	税込み) ⑨	(付表2~2の回X欄の全額)	(何D欄×6.24/168)	(衛圧欄×7.8/110)	
	丁事業者以外の者から行った課税仕/ を受ける課税仕入れに係る支払対価の8	入れに係る 。	の耳(様の会領)				課税仕	入れに係る消息	費 税 額 ⑩				
格請求書発行 過措置によ	了事業者以外の者から行った課税仕入 り課税仕入れに係る消費税額とみた	入れに係る こされる額 ©	の芸代様の金額)				特定課税	世入れに係る支払*	1価の額 🗓	(付表2-2の <u>日</u> X欄の金額)	※①及び登欄は、罪税売上	明合か95%未満、かつ、特定課税仕.	入れがある事業者のみ記載する。
定課税	仕入れに係る支払対	価の額 🙃	ウ <u>田</u> X横の金額)	举 <u>华</u> 及び <u>华</u> 欄は、霧板死上割合が8		事者のみ記載する。	特定課税	仕入れに係る消	費税額 02	(付表2-2の <del>2</del> X欄の金額)		(皇尼欄×7.8/100)	
定課程	見仕入れに係る消費	P 税 額 <u>GO</u>	ウ <u>田</u> 文構の金額)		( <u>四</u> 足順×7.8/100)		課税貨	物に係る消費	税 額 🗓	(付表2-2の <u>@</u> X欄の金額)			
税貨	物に係る消費	税 額 <u>(15</u>	D <u>H</u> X欄の金額)				こととなっ	の免除を受けない( た場合における消	費税額 (4)	(付表2-2の全X欄の全額)			
税義務 ととな 調整	の免除を受けない(受った場合における消息 (加算又は減算	費 税 額 <u>(16)</u> ) 額	の近又横の金額)				課税仕入	<ul><li>(加算又は減 い等の税額の信 (⑩+⑫+⑪+⑪+⑪</li></ul>		(付表2-2の <u>G</u> X欄の金額)			
	れ 等 の 税 額 の 合 (個+位+ <u>和+項+項</u> )	#1 86 <u>(17)</u>	DIIX側の金額)					が 5 億 円 以下、 合 が 95 % 以上	かっ、 の場合 (iii)	(付表2-2の <u>全</u> X欄の全額)			
売上き	5 が 5 億 円 以 下 、 だ 割 合 が 95 % 以 上 の ( <u>の</u> の金額)	1 1	の歴文機の金額)				課 5 課 95	( <u>店</u> の金額)	- h-r.) - G	(付表2-2の <u>企</u> X欄の全額)			
% 個	りうち、課税売上げにのみ要	するもの 😐	の丑又様の金額)				税億税% 個	りうち、課税売上げにのみ§		(付表2-2の <u>金</u> X欄の金額)			
未 対 位 共	Dうち、課税売上げと非課税の 通 し て 要 す る	た上げに 西	の聖义機の企業)				売円 上満 上海	95ち、課税売上げと非課税 通 し て 要 す そ 別 対 応 方 式 に よ り 打 税 仕 入 れ 等 の	5 も の <u>08</u> 5 ト の 5	(付表2-2の <u>金</u> X欄の全額)			
1 1	別対応方式により控 税 仕 入 れ 等 の [⑩+(趣×④/⑦)]	1	ウ <u>ガ</u> X機の金額)				高又合場	税 仕 入 れ 等 の ( <u>瓜</u> +( <u>B</u> × <u>4</u> /⑦))	税額 (19)	(付表2-2の全X欄の全額)			
合等の税額	列配分方式により控除する課程 ( ( <u>面</u> ×④/⑦)	<sup>党仕入れ</sup> ◎	D <u>四</u> X機の金額)				がはが合	金米田/田/田/田/田/田/田/日/田/日/田/日/田/日/田/田/田/田/田/田		(付表2-2の <u>但</u> X欄の金額)			
税売上割費 税 額	合変動時の調整対象固定資 の 調整 (加算 又は減	産に係る 算 )額 益	D <u>四</u> X機の金額)				消費税額	r変動時の調整対象固定資 の 調 整 (加 算 又 は i	岐算)額 👑	(付表2-2の <u>金</u> X欄の金額)			
整対象固: 転用した	定資産を課税業務用(非課税:場合の調整(加算又は)	業務用) 貞算)額 <u>②</u>	の <u>国</u> X機の金額) の <u>国</u> X機の金額)				調整対象固知に転用した	ご資産を課税業務用(非課:場合の調整(加算又は	脱業務用) 図 図	(行表2-2の <u>の</u> X機の金額) (付表2-2の <u>の</u> X機の金額)			
	賃貸建物を課税賃 (譲渡した)場合のご	竹 解 類 🕾		谷仕参1-1の工り棚へ	※付表1−10/GE欄へ			(資建物を課税 (譲渡した)場合の					
[( <u>18</u> , <u>21</u> )]	は <u>四</u> の金額) ± <u>四</u> ± <u>四</u> + <u>四</u> ) がプラ	スの時(多)	の <u>型</u> 火機の金額) の型火機の金額)	条付表1-1のED欄へ 条付表1-1のED欄へ	※付表1-100②配機へ ※付表1-100③配機へ			対 象 仕 入 <u>20</u> の金額)± <u>20</u> ± <u>20</u> + <u>28</u> )が	(24)	(付表2-2の望X欄の金額)	旅付表1-1の③D欄へ	<b>分付表1−1の④日欄へ</b>	
	過 大 調 整 オ は <u>四</u> の金額) ± <u>四</u> ± <u>四</u> + <u>四</u> ]がマイナ	兄 祖 <u>②</u> -スの時	の <u>四</u> X機の金額) の <u>四</u> X機の金額)	条付表1-1の3D欄へ 条付表1-1の3D欄へ	※付表1-100回転機へ ※付表1-100回転機へ		1 **	過 大 調 整 適の金額) ± <u>②</u> ± <u>②</u> + <u>③</u> ] がマ	(25)	(付表2-2の <u>含</u> X欄の全額)	※付表1-1の②D欄へ	奈付表1−1の③E欄へ	
	又に係る消費		- <u></u> AMIC/EMI)	m ry act - traggarage ~	mrg 森は下がた6配構へ			に係る消費		(付表2-2の <u>金</u> X欄の金額)	※付表1-1の③D欄へ	※付表1−1の③E欄へ	
旧税率が適用	50いては、1円未満の撮散を切めなてる。 たれた取引がある場合は、付表と2を作成してから当該付き 届には、値引き、製灰し、割引きなど社入対価の返産等の5 採品地震しは、所得単地等の一部を改正する治療で完成2	を繋ぶめる場合(仕入対価の返還等の		買している場合を除く。)には、その金額	と控除した後の全額を記載する。		2 日税率が適用	おいては、1円米濃の端数を切り捨てる。 された取引がある場合は、付表2-2を作成して は、値引き、制限し、割引きなど仕入対値の3	20ら当該付表を作成する		1	1	

第4-(5)号様式 第4-(5)号様式 付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表 一般 付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表 一般 [経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用] [経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用] 課税期間 氏名又は名称 課税期間 氏名又は名称 税率3%適用分 税率4%適用分 税率6.3%適用分 旧税率分小計 X 税率3%適用分 税率4%適用分 税率6.3%適用分 旧税率分小計 X 区 X В (A+B+C)(A+B+C) 付表1−1の①X欄へ 課 税 標 準 額 000 000 000 税標準額① 000 000 000 000 ※第二表の②欄へ ※第二表の①欄~ 《付表1-1の①-1X欄へ ※第二表の③欄~ 課税資産の譲渡等 ※第一妻の②編へ ※第一表の③編へ ※第一表の①欄へ ※付表1-1の①-1X欄へ 課税資産の譲渡等 の対価の額 の対価の額 ※第二表の⑧欄へ ※付表1-1の①-2X欄へ ※①-2欄は、顕統売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する ※付表1−1の①−2X欄へ 内特定課税仕入れに ※①-2欄は、課税売上割合が95k未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 内特定課税仕入れに 係る支払対価の額 係る支払対価の額 ※第二表の①欄へ ※付表1-1の②X欄へ 第二表の②欄へ ※第二表の③欄へ ※第二表の①欄へ ※付表1-1の②X欄へ 費 税 ※付表1-1の③X欄へ 付表2-2の<u>©・図</u>A欄の合計金額) (付表2-2の<u>②・図</u>B欄の合計金額) (付表2-2の<u>命・</u><u>※</u>C欄の合計金額) (付表2-2の<u>尚・</u><u>角</u>A欄の合計金額) (付表2-2の<u>尚・</u><u>角</u>B欄の合計金額) (付表2-2の<u>公・</u>3C欄の合計金額) ※付表1-1の③X欄へ 控除過大調整税額 控除過大調整税額 ③ 6仕書1-1の@Y欄へ (付表2-2の<u>図</u>A欄の金額) 付表2-2の<u>38</u>B欄の金額) (付表2-2の<u>盆</u>C欄の金額) (付表2-2の筒A欄の金額) (付表2-2の図B欄の金額) 付表2-2のQC欄の金額 ※付表1-1の④X欄/ 控除対象仕入税額 控 控除対象仕入税額 ④ ※付表1-1の⑤X欄へ 返還等対価 返還等対価に係る税額 に係る税額 除 5 売上げの返還等 ※付表1−1の⑤−1X欄へ を付表1-1の(5)-1X欄/ 売上げの返還等 対価に係る税額 対価に係る税額 特定課税仕入れ 《付表1-1の⑤-2X欄へ 特定課税仕入れ ※付表1-1の(5)-2X欄/ ※⑤−2欄は、顕視売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する ※⑤-2欄は、課税売上割合が9B未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する の返還等対価 の返還等対価税銀に係る税額 税駅に係る税額 ※付表1−1の⑥X欄 (付表1-1の⑥X欄へ 貸倒れに係る税額 貸倒れに係る税額( ※付表1-1の⑦X欄へ ※付表1-1の(7)X欄へ 額 控除税額小計 控 除 税 額 小 計 (4+5+6) (4+5+6) ※00C欄へ ※①B欄へ ※付表1-1の®X欄へ &①C欄へ ※付表1-1の®X欄へ 控除不足還付税額 控除不足還付税額 (7-2-3)(7-2-3)※付表1−1の③X欄へ ※②B欄へ ※©C欄へ ※付表1−1の③X欄へ 8:02B欄− <02C欄△ 引 링 税 (2)+(3)-(7)合計差引税額 合 計 差 引 税 額 (9-8) (9-8)(8)C欄の金額) (8)B欄の金額 付表1-1の①X欄・ ⑧C欄の金額) (付表1−1の⑥X欄 8B欄の金額) 控除不足還付税額 ① 控除不足還付税額 ⑨C欄の金額) ※付表1-1の②X欄へ ※付表1-1の⑫X欄へ (9)B欄の金額 ⑨C欄の全額) 差 引 税 額 ① 差引税額 ※第二書の外欄。 ※第二事の②編。 ※付表1-1の③X欄へ ※第二表の②欄へ ※第二表の②欄へ ※付表1-1の@X欄へ 合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 合計差引地方消費税の 課税標準となる消費税額 ((12) - (11)) (12-(11)) (①C欄×17/63) ※付表1-1の@X欄へ ※付表1−1の@X欄へ 部 付 付 渡 (的C欄×17/63) ※付表1-1の⑤X欄へ (位)B欄×25/100) 12C欄×17/63) (付表1-1の09X欄/ 割 税 税 合計差引譲渡割額 合計差引譲渡割額 (15-14) 注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。 注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。 (R2.4.1以後終了課税期間用) (R5.10.1以後終了課税期間用)

寸妻2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 (新過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用)	付表2-2 課稅売上割合·控除対象任入稅額等の計算表 - 般 - 経過措置対象限稅會產の職務等を含む限稅期間用]
課 税 期 間 ・・・ ・ 氏名又は名称	課 税 期 間 ・・・~・・ 氏名又は名称
項 目	項 目 税 率 3 % 適 用 分 税 率 4 % 適 用 分 税 率 6.3 % 適 用 分
課 税 売 上 類 ( 税 抜 き ) ①	課税 光 上 額 (税 抜 き )①
免 税 光 上 額 ②	免税先生額②
非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 類 、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額	非課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 、 海外 支 店 等 へ 移 送し た 資 産 の 価 額
税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)④	課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (① + ② + ③) ④
課 税 資 産 の 譲 漢 等 の 対 価 の 額 (④ の 全 額) ⑤ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)⑤
排 課 税 光 上 類 ⑤   (1527-1672年9年90	非課税光上額⑥
後 北 上 割 合 ( ④ / ⑦ ) ③ (TRI-TOSTWORD) [ %] 金田田	資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)⑦
L % J の由こ が J の由こ 単 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 ( 税 込 み ) ⑥	課 税 光 上 割 合 ( ④ / ⑦ ) ⑧ ((形:1-1/5/編の場)) [ %] ① ② ② ② ② ② ② ② ② ② ③ ② ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③
課税仕入れに係る消費税額の	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) ⑤
連絡領北事発行事業者以外の者から行った理程作入れて係る 経過措置の適用を受ける課程作入れて係る支払対係の額(税込み) ①	課税仕入れに係る消費税額@ ((inter-1/100) (inter-1/100)
適格請求書発行事業者以外の者から行った課程仕入れに係る 経過措置により課程仕入れに係る消費税額とみなされる額	特定課税仕入れに係る支払対価の額血 ・
特定課税仕入れに係る支払対価の額益  ф回数の回転は無数の上級の上級の上級の上級の上級の上級の上級の上級の上級の上級の上級は人人の必要の上の上級する。 の付款 か回線 つ	特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 亞
特定課税仕入れに係る消費税額血 (#1元2-17-203所) (#1元2-17-203所)	震税貨物に係る消費税額益
課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額 垈	納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額 の
納税業務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額 の調整(海算又は減算)額 使仕入れ等の役額の合計額。	課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (18)+(3)+(3)+(3)+(4)+(4)+(4)+(4)+(4)+(4)+(4)+(4)+(4)+(4
た に 人 北 寺 の 代 朝 の 古 町 朝 <u>の</u> 使 場 1 日本 (日本 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1	課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、か つ 、 課 税 光 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 <u>⑥</u> ( <u>⑤</u> の金綱)
( <u>団</u> の金額) 5 課 9g	乗 5 票 9日 扱のうち、課税先上げにのみ要するもの 血 税 億 税 9 個 別
億税 (	売末 対   ( <u>19</u> のうち、課税売上げと非課税売上げに   ( <u>19</u>
日	上週 カ 日
マロー 場 一 括比例配分 方式に	高又合場 括比例配分方式により控除する課稅仕入れ がはか合等の税額 (塩シモの(⑦)
	がはから 控の 概税死上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費 税 額 の 調整 ( 加 算 又 は 被 算 ) 額
間 更 佐 朝 少 朗 正 (加 新 入 は 敵 身 ) 朝 側整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の 調整 (加 算 又は 敵 第 ) 朝	除 調整対象固定資産を課税業務用 (非課税業務用) に転用した場合の調整 加等又は減事) 額
居 住 用 賃 賃 建 物 を 課 税 賃 貸 用 総Kに供した(譲 渡した)場合の 加 算 額	形
控 除 対 象 仕 入 税 額   日付款・20公庫   日本・20公庫   日本・20○本の表面   日本・20○本の表面	控 除 対 象 仕 入 税 額 差 (( <u>価・値</u> 又は <u>通の金額) ±<u>の</u>±金</u> + <u>金</u> + <u>の</u> )がプラスの時
控除 過大 調整 税 類 (( <u>級、</u> <u>風又は</u> <u>200 金額</u> ) <u>+ <u>0</u> <u>4</u> + <u>0</u> <u>1</u> ( <u>2</u> + <u>0</u> ) がマイナスの時 <u>0</u> ( <u>0</u> )</u>	引 控 除 過 大 調 整 税 額 ((施、強又は強の金額±型±型±型±型がマイナスの時
例 回 収 に 係 る 消 費 税 額 <u>@</u>	後 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額 益
1 金都が新江に対しては、日本語の部屋や印度であ。 田泉寺福田大山の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	注意 1 金棚の計算に20~では、1円未開か端数を切り捨てる。 2 田様や写真開立たは必要がおい、20世代表で始ま、てから行数とした物域する。 3 の かっているのと知識には多いである。

(9)号様式 <b>€1-3 税率別消費税額計</b>	算表 兼 地方消費税の課税	標準となる消費税額計算表	一般		4- <sup>(9)号様式</sup> 表1-3 税率別消費税額計	算表 兼 地方消費税の課税	標準となる消費税額計算表	一般
課 税 期 間	~	氏名又は名称			課税期間	~	氏名又は名称	
※ 分	税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分	合 計 C (A+B)		区分	税率 6.24 % 適 用 分 A	税率 7.8 % 適用分	습 합 C (A+B)
税標準額①	н 000	1000	後第二表の①欄へ 円	4年	税標準額①	H 000	000	円
税資産の譲渡等が対価の額1	<b>第二表の③欄へ</b>	※第二表の◎欄へ	※第二表の①欄へ		課税資産の譲渡等の対価の額	<b>※第二表の③欄へ</b>	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ
定課税仕入れにる支払対価の額。	D-2機は、調税売上割合が938未満、かつ、特定課税仕入れがある	事業者のみ記載する。 ※第二妻の③欄へ	※第二表の印欄へ		特定課税仕入れに係る支払対価の額っ	※①→第は、課税売上割合が90x未満、かつ、特定適税仕入れがある	事業者のみ記載する。 ※第二妻の⑩欄へ	※第二表の⑩欄へ
費 税 額②	第二表の珍欄へ	※第二表の協欄へ	※第二表の①欄へ	訳	費税額②	後第二表の協議へ	※第二表の途欄へ	※第二表の印欄へ
余過大調整税額③	表2-3の <u>命</u> ・金A欄の合計金額)	(付表2-3の <u>命・</u> <u>③</u> B欄の合計金額)	※第一表の③欄へ	控	除過大調整税額③	付表2-3の <u>企・</u> 金A欄の合計金額)	(付表2-3の <u>金・金</u> B欄の合計金額)	※第一表の③欄へ
控除対象仕入税額④	表2-3の <u>金</u> A欄の金朝)	(付表2-3の <u>金</u> B欄の金額)	<b>※第一表の①欄へ</b>	į.	控除対象仕入税額④	付表2-3の強A欄の金額)	(付表2-3の <u>個</u> B欄の金額)	※第一表の①欄へ
返還等対価。			※第二表の心欄へ		返還等対価⑤に係る税額			接第二妻の喧嘩へ
③ 売上げの返還等 ⑤ 対価に係る税額 ',			※第二表の珍欄へ	В	(5) 売上げの返還等 が対価に係る税額;			※第二表の協構へ
内 特定課税仕入れ ⑤ の返還等対価・ に係る税額2	※ご欄は、買税売上割合が235未満、かつ、特定開税仕入れがある	事業者の み記載する。	※第二表の心欄へ		内特定課税仕入れ⑤	☆②・2個は、課税売上割合が20%未満、かつ、特定課税仕入れがある。	事業者のみ記載する。	※第二表の母類へ
貸倒れに係る税額⑥			※第一表の◎欄へ	Ť.	I			※第一表の⑥欄へ
控除税额小計⑦			※第一表の①欄へ					※第一表の⑦欄へ
(④+⑤+⑥)			<b>※第一表の⑥欄へ</b>	控	(金+⑤+⑥) 除不足還付税額 ⑧			※第一表の⑧欄へ
引 税 額 9			※第一表の◎欄へ	<u> </u>	(⑦-②-③) 引 税 額 ⑨			※第一表の③欄へ
(②+③-⑦) 控除不足還付税額 ⑩			※第一表の①欄へ ※マイナス「−」を付して第二表の匈及び②欄へ	地方。	(②+③-⑦) 神 と			※第一表の①欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の④及び②欄へ
(8)			※第一表の影響へ ※第二表の激及び急響へ	程	な (®) る (®) 消 進 引 税 額			※第一表の必要へ ※第二表の②及び②欄へ
(9)			00 (⑤C欄×22/78)	税 標	段 (③) 額			※ 分一 次 グ
選 付 額 ②			※第一类の自傷へ	i i	還 付 額 ⑫			※第一表の金襴へ
納税額3			(近で撰×22/78) ※第一表の⑪撰へ	4	納税額3			(①C欄×22/78) ※第一表の②欄へ
金額の計算においては、1円未満の増数を切	o Marrier V		00	1	章 全額の計算においては、1円未満の端敷を・			00

は-109株式 付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 - 叔	第4-(10)号様式 付表2-3
課 税 期 同 ・・・~・・ 氏名又は名称	課 稅 期 間 ・・・ ・ 氏名又は名称
項 目	項 目 税率 6.24 % 適用分 税率 7.8 % 適用分合 計 C A B (A+B)
課稅光上額(稅抜き)①	課 税 光 上 額 ( 税 抜 き ) ①
<b>免 稅</b>	免 税 光 上 額 ②
非課 税 資 産 の 輪 出 等 の 金 額 、③ 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 値 額	非課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 、 ③ 海外 支 店 等 へ 移 送した 資 産 の 価 額
税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)④	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③) ④
課税資産の譲渡等の対価の額(①の金額)⑤	課税資産の譲渡等の対価の額(④の全額)(⑤
非 課 税 先 上 額 ⑤	非課税先上額⑥
産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)⑦	資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)⑦
税 売 上 割 合 ( ④ / ⑦ ) ® [ %] ear	
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)®	課 税 光 上 割 合 ( ④ / ⑦ ) ⑤ [ %] **********************************
課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 ⑩ 適應施水素を行事業を以外の名から行った機段仕入れに係る。	課税仕入れに係るる消費税額() (***********************************
経過機能の適用を受ける機能化人れに係る支払対能の額(税込み) 型 適能提出を修行事業費以外の着から行った課程化入れに係る 接接計機能に対象性化入れに係る所養性分れたの類 2	議 代 L. 八 ル に 済 ら 計 実 代 朝 田 田 中立 (1) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
経過帝軍により麻幌化入れに係る消費税額とかなされる額  22  特定議税 仕入れに係る支払対価の額型  (株式 大利 に係る支払対価の額型  (株式 大利 に係る たいにない にない にない にない にない にない にない にない にない にない	( <u>G</u> )(((2))((2))(((2))(((2))(((2))(((2))(((2))(((2))(((2))(((2))(((2))(((2))((2))((2))(((2
存定課税 仕入れに係る文払 対面の制 旦 特定課税 仕入れに係る消費税 額 亟	特定課税仕入れに係る消費税額位
課税貨物に係る消費税額益	課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額 位 納税義務の免除を受けない(受ける)。
新長義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税制量	こととなった場合における前、後代創盤 の 囲 整 (加 算 又 は 被 第 ) 翻 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 企
の顕常(加算又は減算)銅	(10) 1 (0) 1 (0) 2 (10)
(制+®+電+電+電・職) 機 光 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、	課税 売上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (銀の金額)
(血の全額) 5 蕨 gg	悪 5 課 95 税 億 税 % 税 例 90
複	が
円 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	上演 上超 割の 一
文 会場 (UM + (MA 大会) / UD)   マーマーマース   1	高又合編  抵比例配分方式にり控除する課税仕入れ  がはか合等の税額 (追×④/①)
一部れり形にガラスにより空間する意味化し入I。 <u>仕がら</u> の	煙の 課税死上制合変動時の調整対象固定資産に係る 消費 税 額 の 調 整 ( 加 算 又 は 滅 算 ) 額
同 東 C 他 C 例 立 C / 加 身 太 L : 成 身 / 例 調整対象固定資産企課稅棄務用 (非課稅業務用) 國 C 転用 L た 場 合 の 調 整 (加 算 又 は 成 算 ) 額 (型	除 調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額
居住用賃貸建物を課稅賃貸用	程 居 住 用 賃 貸 建 物 を 課 税 賃 貸 用 <sub>四</sub>
整	控 除 対 象 仕 入 税 額 金 付款 - 2004.A欄へ 金 利 ・ 2004.A欄へ 金 利 ・ 2004.A欄へ 金 利 ・ 2004.AMへ 金 和 ・ 2004.
位	1   1   1   1   1   1   1   1   1   1
一	「(医・2012年の金剛 下型工器 下型 D P マイア A の時   会付表1-3の3 A 場 へ 会付表1-3の3 A 場へ
1 金額の用面においては、1月水銀の機能を密助する。 2 第二級は120個期には、銀行、製用、料料がた役上が増添成業等の金額がある場合性人が指示の漢等の金額を仕入金額が必須制料額している場合を除く。月には、その金額を開発した長の金額を設備する。 第1210個単元は、銀行、製用、料料がたび化上が増添成業等の金額がある場合性の大型を指示していまった。 第1210個単元は登録がは、日本日本の一般であるとなったというでは、日本日本の一般である。	注意 1 金額が第三35×17は、1円未満が確認を切断する。 - 金重工短線11は、信別を、制収し、割別をなど比え対策が返差等の金額がみる場合化入対策が返差等の金額を比入金額が、直接機能している場合を含く、12は、その金額を摂除した状の金額を登載する。

(削除) 課税仕入れ等の税額の計算表 [小売等軽減売上割合を] 使用する課税期間用] 仕入区分用 軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)を行う事業者が、適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業 に係る課税仕入れに係る支払対価の額又は当該適用対象期間中に保税地域から引き取った課税貨物に係る税込引取価額 を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、この計算表を使用して計算をすることができます (所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則39①)。 以下の①~⑧欄、⑪~⑮欄及び⑪~⑩欄には、当該適用対象期間中に行った取引について記載してください。 課 税 期 間 氏名又は名称 適用対象期間 . . ~ . . 事業の区分ごとの計 合 計 課税資産の譲渡等(免税取引及び旧税率(6.3%等) が適用される取引は除く。)の税込価額の合計額 売 軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の 税込価額の合計額 小売等軽減売上割合 %] 及 (2/I) ※端数切捨て ※端数切捨て ぴ 課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) 保税地域から引き取った課税貨物に係る 税込引取価額 業 課税仕入れに係る支払対価の額等の合計額 (4+5)軽減対象資産に係る課税仕入れ等(税率6.24% 係 適用分)の税額 (※1) (⑥×②/①×6.24/108) 課 軽減対象資産に係る課税仕入れ等以外の課税 仕入れ等(税率7.8%適用分)の税額 (※1) ((⑥-(⑥×②/①))×7.8/110) 税率6.24%適用分 税率7.8%適用分 取 納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった 場合における消費税額の調整(加算又は減算)額 (※1) 値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合には、裏面の3を参照する。 税率6.24%適用分 税率7.8%適用分 課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) (①)イ欄×6.24/108) ①口欄×7.8/110) 課税仕入れに係る消費税額 B及びB欄は、課税売上割合が95%未満、か 、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 特定課税仕入れに係る支払対価の額 び係 ①3口欄×7.8/100) 特定課税仕入れに係る消費税額 課税貨物に係る消費税額 納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場 合における消費税額の調整(加算又は減算)額 課税仕入れ等の税額の合計額 (12+14+15±16) (※2) 値引き、制戻し、制引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合には、その金額を控除した後の金額を①欄に記載する 軽減対象資産に係る課税仕入れ等(税率6.24% 適用分)の税額の合計額 (⑦合計±⑨+⑪) 軽減対象資産に係る課税仕入れ等以外の課税 †表2-1を使用する場合は、付表2-1の⑤E欄へ †表2-3を使用する場合は、付表2-3の⑤B欄へ 仕入れ等(税率7.8%適用分)の税額の合計額 (8)合計±(10)+(18) 注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。 2 事業の区分ごとの計算がこの計算表に記載しきれないときは、この計算表を複数枚使用し、事業の区分ごとに①~⑧欄を適宜計算した上で、 いずれか1枚の計算表に⑦及び⑧欄の合計額を記載する。

3 — (1) 号樣式	第6-(1)号供大
消費税及び地方消費税の更正の請求書	消費税及び地方消費税の更正の請求書 ※順 号
<b>必用サ大力</b> ※順 号	※整理番号
	新 税 地 <sup>(〒 - ) (電話 )</sup>
納 税 地	令和 年 月 日 (フリガナ)
<b>分和 年 月 日</b> (フリガナ) (フリガナ)	氏名
氏 名	税務署長 個人番号
税務署長 個 人 番 号	下記のとおり、国税通則法第23条(消費税法第56条)及び地方税法附則第9条の4の規定により更正の請求をします。
下記のとおり、国税通則法第23条(消費税法第56条)及び地方税法附則第9条の4の規定により更正の請求をします。	更正の請求の対象となる 納税申告、更正、決定 令和         単成 令和         年月日までの課税期間 令和         申告・更正・決定 令和           会れ         年月日付
電正の請求の対象となる 特限申告、更正、決定 令和 年 月 日付	更正の請求をする理由、 請求をするに至った事情等
正の請求をする理由、	修正申告書提出年月日又は更正決定通知書受理年月日
青求をするに至った事情等	(請求額の明細)
F正申告書提出年月日又は更正決定通知書受理年月日 令和 年 月 日	区 分 確定額( 額) 正 当 と す る 額
青水額の明細)	消 税 標 準 額 ① 000円
区分正当とする額	消費税額②
消 課 税 標 準 額 ①	費     控     除     過     大     調     整     税     額
消 費 税 額 ②	税 控 控 除 対 象 仕 入 税 額 ④
費控除過大調整税額③	の 除 返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤
税 控 除 対 象 仕 入 税 額 ④	(最)
の 除 返還等対価に係る税額⑤	税
祝 貸 倒 れ に 係 る 祝 額 ⑥	100
税 額 控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦	155 PK 17 AC AS 13 175 NR (U & W)
類 控除不足還付税額 (⑦-②-③) 8 差 引 段 額 (②+③-⑦) ②	の 差 引 税 額(②+③-⑦) ⑨ 00 00
差 引 税 額 (②+③-⑦) ⑤     ① 0       の 中 間 納 付 税 額 ⑩     0 0	計 中 間 納 付 税 額 ⑩ 00 00
6h LL 29 465 (@ @) 0	納 付 税 額 (⑨-⑩) ① 00
計 中間納付還付税額 (⑩-⑨) ⑫ 00	算 中間納付還付税額(⑩—⑨) ⑫ 00 00
算この請求前の既確定税額③	地方消費税の課税控除不足還付税額③
地 地方消費税の課税 控 除 不 足 還 付 税 額 👊	方消 標準となる消費税額 差 引 税 額 迎 00 00
方 消 標準となる消費税額 差 引 税 額 ⑤ 00	1 Marie (2)
費 譲渡 選 付 額 <u>(b)</u>	R RV
の前組 材 代 組 型	が の
税 中間 納付 譲 渡 割 額 ⑧ 00 額 納 付 譲 渡 割 額 ⑨ 00	額 中間 納付 譲渡割額(近) 00 00
0 11 12 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	の 計 付 譲 渡 割 額 ( <u>10</u> <u>- 10</u> ) <u>10</u> <u>00</u> 00
計 中間納付還付譲渡割額 ( <u>B</u> - <u>0</u> ) <u>②</u> 00 算 この請求前の既確定譲渡割額 <u>③</u>	算     中間納付還付譲渡割額 (⑪-⑩)     ⑩     00     00
	イ 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 ロ ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
イ 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 ロ ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 財金口座の記号番号 サ金口座の記号番号	銀行 本周・支周 貯金口座の配号番号
還付される税金の 金庫・組合 出張 所	運付される税金の 金庫・組合 出 張 所
受 取 場 所 ―――――――――――――――――――――――――――――――――	受取場所 適能機能 本所・支所 、郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合
	郵便局名等 預金 口座番号
24 78 1.	***************************************
添付書類 税 理 士 署 名	旅付書類 税 理 士 署 名
確認  個人番号カード/通知カード・運転会存在	
※税務署         通信         年月日         確認         春子         春元         済         確認         日本         日本	※税務署 通信 年 月 日 確認   番号   身元   □済   海報   大の他(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   株式   外の地(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

消費税及び地方消費税の更正の請求書	消費税及び地方消費税の更正の請求書
※整理番号	※整理番号
(7 - )	(〒 − )   (
納税 地 (電話 )	(電話 )
令和 年 月 日 (フリガナ)	令和 年 月 日 (フリガナ)
法 人 名	法人名
法 人 番 号	法人番号
税務署長殿 (フリガナ)	(フリガナ)
代表者氏名	税務署長殿 代 表 者 氏 名
国税通則法第23条 及び地方税法附則第9条の4の規定に基づき 自 令和 年 月 日 課税期間の 消費税 法第 56 条 至 令和 年 月 日	国税通則法第23条 消費税法第56条 及び地方税法附則第9条の4の規定に基づき 至 <u>平成</u> 年 月 日 元 至 <u>平成</u> 年 月 日 課税期間の
令和 年 月 日付 申告・更正・決定に係る課税標準等又は税額等について下記のとおり更正の	平 令和 平 万 日
請求をします。	<u> </u>
正 区 分 更 正 の 請 求 金 額	請求をしまり。
選 税 標 準 額 ① 000円	区 分 <u>この請求前の金額</u> 更正の請求金額
消费税额②	# 税 標 準 額 ① <u>000円</u> 000円 消 数 類 ②
費 控 除 過 大 調 整 税 額 ③	消 費 税 額 ②
税 控除対象仕入税額④ 旅渡等対価に係る税額⑤	税整整分象化入税额④
が 20 週 寺 対 側 に 保 る 税 額 ⑤	の除返還等対価に係る税額⑤
税 額 控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥) ⑦	段貸倒れに係る税額⑥
整除不足遷付税額(⑦-②-③) ⑧	税 額 於 額 小 計 (①+⑤+⑥) ⑦
差 引 税 額(②+③-⑦) ⑨ 00	類 控除不足運付税額(⑦-②-③) ⑧
中 間 納 付 税 額 ⑩         00	の 差 引 税 額 (②+③-⑦) ⑨ <u>00</u> 00
計 納 付 税 額 (⑨-⑩) ⑪ 00	計 中 間 納 付 税 額 ⑩ 00 00
中間納付還付税額 (⑩-⑨)     ②       この請求前の既確定税額	新 付 税 額 (⑨-⑩) ⑪ <u>00</u> 00
この請求前の既確定税額値 地方消費税の課税 整除不足還付税額 値	中間納付還付税額 (⑩-⑪) ⑫ <u>00</u> 00
方 清 地方 消費 税の 蘇税 (金) が (	地 方消費税の課税 機準となる消費税額 差 引 税 額 <u>①</u> <u>00</u> 00
費 譲渡 還 付 額 亟	費 婦 付 郷 (意
税 割額 納 税 額 ⑤ 00	の 割額 納 税 額 <u>面</u> <u>00</u> 00
<del>税</del> 中間納付護渡割額 <u>®</u> 00	税
額 納 付 譲 渡 割 額 ( <u>G</u> ) <u>B</u> 00	の 計 納 付 譲 渡 割 額 ( <u>ଭ</u> - <u>の</u> ) <u></u> <u></u> <u> </u> <u> </u>
中間納付還付譲渡割額 ( <u>18</u> - <u>10</u> ) <u>00</u> 6     この請求前の既確定譲渡割額( <u>0</u> )	算 中間納付遷付譲渡割額 ( <u>①</u> <u>0</u> <u>0</u> <u>0</u> 00 00
算   <u>の 請 水 削 の 既 嫌 走 譲 後 剤 組</u> 型   更正の請求をする理由等)	(更正の請求をする理由等)
正申告書幾出年月日 令和 年 月 日 添付書類	修正 申告 書提 出 年 月 日 帝和 年 月 日 添付書類
正決定通知書受理年月日   令和 年 月 日   <sup>441</sup> 1   音研   ロ はつよび   は 保行等の預金   ロ はつようよ銀行の貯金   ロ はつような場合   ロ はつような   は に 知込みを希望する場合	更正決定通知書受理年月日 中部 年 月 日
銀 行 本店·支店 貯金口座の記号番号	イ 銀行等の領金ロ窓に振込みを希望する場合 ロックラン銀行の貯金口窓に接込みを希望する場合 銀 行 本店・支店 貯金口座の配分番号
選付される税金の	選付される税金の 金庫・組合 出 張 所 ―――――――――――――――――――――――――――――――――
・ 新規則等の思口での受け表別を希望する場合 新規則名等 預金 口産盛年	受取場所
[FIX. 14.05) 17	預金 口座番号
税理士署名	税理土署名